

環境だより



環境課 ☎66・1122

浄化槽は、し尿や雑排水をきれいにする小さな下水道のようなもので、川や海などの水質汚濁の防止に大きく貢献しています。この浄化槽を効果的に、長く、ご使用いただくためには、維持管理が必要です。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにするため、維持管理を行わないと浄化槽の機能が低下したり、悪臭などが発生したりして、水質汚濁の原因となります。

このため法律では、浄化槽を使われるすべての方に対し、維持管理として、次の3つを行わなければならないこととしています。

浄化槽の適切な維持管理を

① 法定検査(水質検査など)

県の指定を受けた検査機関で行ってください。

〈指定検査機関〉

(財)中部微生物研究所(☎76・2228)

② 保守点検(点検、修理など)

県の登録を受けた浄化槽保守点検業者で行ってください。業者に関するお問い合わせは、愛知県東三河事務所環境保全課(☎0532・545111)へ。

③ 清掃

市の許可を受けた清掃業者で行ってください。

〈許可業者〉

・(株)山兼(☎68・3071)

・(有)蒲郡衛生社(☎68・4487)

・(有)白星社(☎57・2655)

・(有)鈴木(☎69・1438)

・(有)蒲郡清浄センター(☎0564・620336)

問合せ先

○愛知県東三河事務所環境保全課(☎0532・545111)

○蒲郡市環境課(☎66・1122)

消防最前線

Journal of Fire Department 119

URL <http://www.city.gamagori.aichi.jp/syobo/>

朝の勤務交替の直後、消防署の車庫の中では、消防士たちが消防車や救急車の前後につき、「○○良し!○○良し!」という掛け声が響き渡ります。これは、ライトやサイレン、赤色灯が正常かどうか声を出しながら点検しているからです。つづいて各車両の装備を1つ1つ数え、不具合がないかを確認します。消防士の1日は点検に始まり、点検に終わると言っても過言ではありません。また、これらの日常的な点検だけでなく、出動後には、使ったホースやロープ、空気ボンベなどをすぐに補充し、次の出動に備えます。災害現場で、何かを忘れ、「ちよっと消防署ま

いつも心に点検魂

で戻って取ってきまーす」では話にならないからです。出動時には、さまざまな道具を使うため、緊急車両の中は、常に資器材で溢れています。1つの現場活動が完了しても、ほっと一息つく暇もなく、次の出動準備を整えます。いつあるか分からない出動に備えて、ホース1本、ガーゼ1枚が欠けていても許されません。安全・確実・迅速な活動のために、常に装備は万全にしておくこと、これが消防活動の基本です。

こうした点検・整備体制は、消防署内での日常生活にも反映されます。弁当の注文数から、トイレットペーパーの補充まで、どんな些細なことでも手を抜きません。いつでもなことが原因となり、円滑な消防・救助活動の妨げにならないとも限らないのです。

消防士の口癖といえは「○○良し!○○良し!」。これを聞かない日はありません。消防士の誰もが、いつも心に「点検魂」を抱いているのです。